

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標

- ・文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を多角的に理解することにより、基礎的かつ広範な教養を養う。
- ・自己表現能力の涵養を重視し、自主的な学習・研究態度を身につけさせる。
- ・特定のテーマについて多面的な見方を学習することにより、ものごとを論理的かつ総合的に見る目を養う。
- ・情報処理資源・ネットワーク環境を活用して、主体的に情報を収集、分析、判断、創作及び発信できるように、情報機器や情報通信ネットワークの機能に関わる情報リテラシー、情報モラル等を修得させる。
- ・平和学、長崎学に関するカリキュラムを更に充実させる。
- ・国際化が進む世界で、異文化を理解しつつ世界の人々との確に意思の疎通を図るため、英語能力のみならず、複数の外国語を修得し、外国語能力の向上を目指す。
- ・生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、健康に関する科学的な基礎知識を学習し、食や生活環境、身体運動、心身の休養などの生活習慣を常によりよく改善し、実践していく能力を身につけさせる。
- ・外国人留学生が大学で学習・研究するのに必要な日本語能力を養い、併せて日本社会に関する基礎的知識を修得させる。

○学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させ、優れた専門職業人育成という社会の要請に応えうるための適正なカリキュラム編成を行う。
- ・学部教育の学際化を図るため、大学院再編に連動して、学部間の単位互換やカリキュラムの相互乗り入れを実現する。
- ・平成14年度に発足した大学教育機能開発センター全学教育研究部門の教員組織を整備し、その機能を全学教育の実施と改善のために有効活用する。

○大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・従来の研究科を再編し、人文、社会、自然、生命科学の各領域で、授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を強力に推進する。
- ・テーマに基づくリサーチ（実習）を重視し、世界レベルの成果の達成に向けた指導体制を整備する。それにより大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させる。

○学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標

- ・学生の職業意識向上のために、キャリア教育を充実させるとともにインターンシップなどを通して産業界との連携を強化する。
- ・卒業後の大学院進学において海外留学を選択できるシステム（大学間学術交流協定や留学支援システムなど）の構築を目指す。
- ・大学院進学率の向上を図る。
- ・医師・歯科医師・薬剤師・看護師、理学及び作業療法士など国家試験の合格が必要な職種については、部局ごとに具体的目標を設け、その目標を達成する。
- ・国等が認定する各種資格の取得を推奨し取得者数の増加を図る。

○大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標

- ・高度専門職業人として学生の希望する職種に進むことができるよう、各種資格取得のための指導を強化するなど教育・指導体制を充実する。
- ・大学院博士前期課程修了者の後期課程への、あるいは修士課程修了者の博士課程への進学率を向上させる。
- ・外部資金や学長裁量経費による複数の大型研究プロジェクトを立ち上げ、課程修了後にポストドクとして最先端のプロジェクト研究を担える体制を整える。

- ・大学間学術交流協定締結を推進し、大学院修了生の学外留学支援システムを充実させる。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況など、様々な教育成果達成指標に係るデータの収集・管理・分析システムを確立する。
- ・学生による授業評価システムの不断の改善を行うとともに、その結果を適正に評価するための手法を開発する。
- ・在学時においては、GPAや単位取得状況、進級や卒業研究着手状況、国家試験合格状況、大学院進学状況など、様々な達成指標を用いて、教育の成果・効果の検証を行う。
- ・卒業後においては、就職先企業等の協力を得るなどして、社会への貢献度の調査を行い、教育の成果・効果の検証を行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の全ての入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを公表・周知する。
- ・平成14年度に発足したアドミッションセンターの機能と役割を明確にし、入学者選抜に関する諸課題に対応する先導・支援組織として確立する。

(学士課程)

- ・各学部のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。
- ・入学定員の適正さを点検し、入学者選抜方式(AO入試、推薦入試、編入学など)と選抜方法(学力検査、面接、小論文・課題論文、実技検査など)について定期的な見直しを行うために、入学者選抜の結果の分析と評価を行う。
- ・平成15年度より導入された高等学校学習指導要領による受験者に対して適切な個別学力検査が実施できるよう、高等学校のカリキュラムの調査と分析・研究を行う。
- ・オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座、ガイダンスセミナー、進学説明会等による適切な高大連携を検討し、そのための教員組織体制を整備する。
- ・ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を行い、その運用方法を確立する。
- ・入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するために、入学から卒業までの学生の修学状況、卒業後の進路状況、社会における貢献度について追跡調査を行う。また、そのためのデータベースを新たに設計・構築する。

(大学院課程)

- ・各研究科のアドミッション・ポリシーを公表・周知する。
- ・各研究科における定員の適正さを点検し、加えて、将来構想に基づき課程(コース)を増設し、大学院定員の増加を図る。
- ・大学院にあつては、入学者選抜において、語学力、基礎学力等、研究遂行能力を総合的に評価する。
- ・研究科(博士課程)で秋季入学制度の導入を進める。

(学士課程・大学院課程共通)

- ・アドミッション・ポリシー及び入学者選抜方式・選抜方法を学内外により周知させるため、広報体制の整備を進める。
 - ①入学者選抜のための適切な手法を教員に周知させるため、ファカルティ・ディベロップメント(FD)を最大限に活用する。
 - ②ホームページを活用し、入試情報の周知に努めるとともに、インターネットの双方向性を活用し、受験者、高校教諭、保護者等からの要望の汲み上げ体制を強化する。
 - ③ITによる効率的かつ広域的情報処理手法を活用する。
- ・産学連携を強化し、関連領域の企業からの社会人入学者を積極的に受け入れる。
- ・外国人留学生の入学を促進するための適切な措置を講じ、入学者数の増加を図る。
 - ①外国人留学生への国や企業、関連機関からの奨学金を積極的に導入する。
 - ②外国人留学生のための福利厚生施設や生活支援体制をより一層充実させる。
 - ③英語による講義・セミナーの増加を図る。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・全学教育においては、高等学校での教育と学部教育との関係を視野に入れたカリキュラム編成とし、随時カリキュラムの点検・見直しを行う。その編成に当たっては、自主的学習態度、基本的な教養、健康管理の知識・能力の修得、情報処理の基礎能力や複数の外国語の運用能力の養成、多角的視点の確保等を実現しうる科目を配置する。
- ・専門教育においては、各学部の教育目標に応じて、専門基礎科目から応用科目まで体系的なカリキュラムの編成を行うことを基本とし、必要に応じてカリキュラム編成の点検・見直しを行う。カリキュラムの編成に際しては、さらに次の4つの事項に留意する。
 - ①インターンシップ制度や体験学習、社会（企業、地域社会、コミュニティ）と連携した教育の工夫、あるいはフィールド型の教育の充実
 - ②教育内容の学際化、高度化及び国際化への対応、また安全、環境、倫理等の内容を含む多様な授業科目の充実
 - ③資格認定・取得への対応
 - ④学部間、長崎県内外の大学、放送大学との単位互換制度の整備
- ・平成15年特色ある大学教育支援プログラム「特色ある初年次教育の実践と改善」と「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」を推進し、全国のモデルとなる初年次教育と工学力養成カリキュラムを構築する。

(大学院課程)

- ・各専門分野における基礎知識のための科目から高度な専門性を有する科目をバランスよく配置するとともに、随時その内容を検討し、改善策を図る。
- ・博士後期課程にあつては、博士前期課程との一貫した教育が実施可能なカリキュラムの編成を検討する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・授業時間外の学習時間を確保できるように、カリキュラムの編成・授業時間割の作成を行う。また履修登録単位数の上限設定の制度を設けるとともに、教室外での自主学習の促進に十分配慮するために、授業科目での予習・復習を適切に指示する。
- ・自己表現能力の涵養を図るために、大教室での多人数の講義をできるだけ削減し、少人数のクラスを適宜配置するとともに、少人数セミナーを維持・拡充し、対話型教育を推進する。
- ・シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行い、その活用方法を工夫改善する。
- ・シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。
- ・学年担任制度、クラス担任制度、少人数担任制度、チューター制度、オフィスアワー制度、TA制度などを活用し、相談・助言・支援体制を整備する。
- ・留学生や社会人学生等の多様な学生に対して、個別の対応によるきめ細かな支援を行うために、チューター制度等を活用する。
- ・大学院生による教育補助としてのTA制度を充実し、その活用を図る。
- ・学生の理解度を高めるために、教材の開発や講義方法の工夫を行い、情報機器、ビデオ、教材提示装置などの視聴覚設備を活用した授業科目を適宜配置するとともに、電子情報メディア機能を活用し、eラーニングを推進する。

(大学院課程)

- ・きめ細かな教育・研究指導を実施するため、少人数授業、複数の指導教員による研究指導体制を導入する。
- ・大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表、論文の学会誌等への公表を促進し、また学外との共同研究、実地調査研究、海外研修等を促すための支援体制を整える。
- ・各分野の最先端の研究者等による特別講義等を実施する。
- ・シラバスをより充実するために、記載内容や記載形式について定期的な見直しを行いその活用方法を工夫改善する。
- ・シラバスの電子化など、各種学務情報を携帯電話などにより学生がどこからでも閲覧できる環境を構築する。

- ・学生の自主学習のためのインターネット利用環境を整備し、eラーニングを推進する。
- ・TA制度を大学院教育の一環として位置付け、大学院生の実践教育の一助とする。
- ・留学生に対しては、留学生センターとの連携も考慮しつつ、留学生それぞれの状況に応じた対応が可能なように、支援体制を整える。
- ・社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために、昼夜開講制度等、開講時間帯の弾力的運用を導入する。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策など

(学士課程)

- ・適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。
- ・GPAや医・歯学部における統一共用試験等を導入して、学習到達度の基準を設定し、また卒業判定方法について改善を行う。
- ・卒業時において、特に優秀な成績を修めた学生については、学長による表彰を行う。

(大学院課程)

- ・適切な成績評価を実施するために、授業形態や授業科目の特性に応じた学習到達度を明示し、それに対応した成績評価の基準を明確にする。
- ・学位授与基準の点検、複数の指導教員制度の導入、審査員の選定方法等の検討を通じて、学位授与の円滑化と学位授与率の向上を図る。
- ・教育目標に沿った課程の修業年限の弾力化や成績優秀者に対する短期修了制度を充実する。
- ・修了時において、特に優秀な成績を修めた学生、及び学術研究活動において高い評価を受けた場合など、顕著な業績を挙げた学生については、学長による表彰を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・部局間の連携による全学横断的な教育実施体制等を検討する。部局等においては、教育活動に重点を置いた教員を適宜配置する。
- ・技術職員等の支援内容と配置を検討・調整するシステムを構築する。
- ・TAの配置科目や教育補助の内容、またTA採用数を検討・調整するシステムを構築する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室の稼働率、狭隘度、設備機器等の現状を調査・点検し、講義室の整備計画、利用計画の方策を策定するとともに、管理情報を教職員が共同利用できるデータベースを構築する。
- ・大学全体の視野に立った施設運営を推進するシステムを確立し、講義室の効率的、弾力的な利用を促進する。
- ・大学院生や留学生の増加に伴い、大学院生等の研究室、実験室、演習室等及び視聴覚機器等の施設・設備を拡充・整備し、教育研究環境の充実を図る。
- ・学習図書館機能の充実を図るため、シラバスに記載された参考図書の収集、閲覧座席の増設・更新、検索端末の増設等の整備を行う。
- ・利用者のニーズに対応して、附属図書館の夜間開館時間の延長を実現する。
- ・全学的運用により共用する教育研究スペース（オープンラボ）を確保し、また部局等が使用する施設についても、教育研究活動の効率化を図るために、部局内で流動的に共用するスペースを確保する。
- ・全学の情報ネットワーク利用のための機器を整備・更新し、IT化に対応した学生の自学自習システムを開発する。
- ・教員のFD、学生ボランティア、eラーニング教材を開発することにより、図書館ガイダンスを充実させる。
- ・図書資料、学内貴重資料、学内学術刊行物等の電子情報化を推進する。
- ・重要図書の目録データベース、長崎学デジタルアーカイブス、長崎大学主要紀要の電子化を実現し、大学の学術情報発信機能を強化する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。
 - ①学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法を開発する。

- ②全学教育，専門教育，大学院教育の全ての授業科目について学生による授業評価を実施する。
- ③卒業生による教育に関する事後評価，企業等による大学教育に対する評価の導入を検討する。
- ④技術系における J A B E E 審査など外部評価に積極的に対応する。
- ・評価結果を適切にフィードバックするシステムを確立し教育改善へ直結させる。
 - ①評価結果を教員個人，講座等，部局へ適切に還元する。
 - ②評価結果をホームページ等により適切に学内外へ公表する。
 - ③評価結果を教育改善に効率的に連動させるために，FDなどを活用した教育マネジメント・サイクルを確立する。
- ・教員の教育業績に関する評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備
 - ①教員の個人評価システムの中で，教育活動に関する点検・評価を実施し，特に高い評価を受けた教員には，一層の向上を促すための適切な措置をとる。
- ・大学教育機能開発センター評価・FD部門の機能と役割を明確化し，その機能を教育改善に有効に活用する。
 - ①教育に関する全学的な自己点検・評価の実施方策の開発研究及び評価フィードバックシステムの開発研究
 - ②学生による授業評価業務の実施
 - ③評価データの管理と全学的な視点からの分析

○教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・全学向けに以下の項目に重点を置いたFDプログラムを開発し，毎年効果的に全学FDを実施する。
 - ①高等学校と大学（低年次）カリキュラムの導入的接続
 - ②全学教育と専門教育カリキュラムとの有機的接続
 - ③全学教育に関する目標到達度評価に沿ったシラバス作成
 - ④全学教育に関する効果的な教材開発法
 - ⑤全学教育カリキュラムに沿った授業管理法
- ・教育の改善を不断に図る一助として，専門教育に関する各学部独自のFDを毎年開催する。
- ・オンラインによるFDのシステムを構築し，講演形式・ワークショップ形式などの既存の実施方法と併せた総合的なFD実施体制整備を行う。
- ・FDプログラムとその成果を評価し，評価結果はホームページ等を通じて学内外に公表する。
- ・大学教育機能開発センター評価・FD部門の機能と役割を明確化し，その機能を教育改善に有効に活用する。
 - ①全学教育FDプログラムの研究開発と実施を主に担う。
 - ②部局の要請に応じて各部局FDプログラム開発の支援を行う。
- ・情報関連教職員により構成されたプロジェクトチームを構築し，情報化時代に対応した，マルチメディア教材とeラーニングのコンテンツ開発の全学的体制を整備する。

○全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策

- ・補習授業等特定の科目については適切な授業実施が可能となるよう，関連大学・学部と協力してeラーニングのコンテンツ開発など，教材や授業方法の改善を実施する。
- ・全学教育に関しては，大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ，全学協力体制で実施する。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・学部・研究科間で共通する授業科目等については共同講義の実施を推進する。
- ・特色ある地域の文化や歴史に深く根ざした教育研究を推進する平和・多文化センターの機能を強化し，地域での教育実践に強い教員養成を支援する。
- ・学生の自主的，創造的な活動を支援する創造工学センターの機能を強化，発展させ，工学力（ものづくりを支える総合的な力）教育の拠点形成を目指す。
- ・薬学教育の6年制の実施に向けた教育体制の整備を検討する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・学年担任制度，クラス担任制度，少人数担任制度，チューター制度など学部に適した体制を整備するとともに，TAを配置して指導を充実させる。

- ・ オフィスアワーの実施を推進する。
- ・ 「学生何でも相談室」と、学部等の相談員との連携を密にして相談機能の向上を図る。
- ・ 単位取得状況の把握による指導体制を確立する。
- ・ IT活用のための情報インフラ（自習室、講義室のネットワーク環境等）を計画的に整備する。
- ・ IT支援による新しい学習体制（教育用サーバを利用したコンピュータ支援授業、衛星回線・インターネット等を利用したオンライン共同授業など）の整備を行い、多様な学習形態を実現する。

○生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・ 学生生活全般にわたるアンケート調査（学生生活調査）を全学生を対象に中期目標期間中に2回行い、学生の現況と要望を的確に把握し重点支援方策を設定するとともに、目標達成度の評価資料としても活用する。
- ・ 学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
 - ① 「学生何でも相談室」にインテーカー（相談窓口）を配置し、学生が相談しやすい環境を整備するとともに、専門のカウンセラーを適切に配置する。
 - ② 各部局における学生支援担当者、保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者、学生支援センター担当者との連携を十分にして相談機能の充実を図る。
 - ③ 各学部は、休・退学、留年、不登校の実態の定期的な調査と対応の体制を整備する。
 - ④ 学生委員会の下に、学生生活相談とメンタルヘルス対策の現場担当者で組織する「学生相談支援協議会（仮称）」を置き機動的対応を行う。
- ・ 心身の健康保持・増進等の支援
 - ① 保健管理センターにおける定期健康診断の受診を徹底させ、学部学生にあつては現状の高受診率（80.7%；新入生 98.7%）を維持するとともに、大学院生の受診率（60.6%）を向上させる。
 - ② 学生の福利厚生改善のため、長崎大学生生活協同組合等と大学との定期的協議の場を新たに設け、特に食堂の整備と健康に留意したメニューの充実を図る。
 - ③ 一般学生にも開放された各種運動施設、コミュニケーションルームと屋外の交流広場の整備に努める。
- ・ 就職支援
 - ① 企業での就労体験を持つキャリアアドバイザーを配置する等就職情報室の充実を図る。
 - ② 全学及び各学部の就職担当教職員が連携して全学的就職指導体制を充実・強化する。
 - ③ 外部（企業等）から講師を招きキャリア教育を授業として実施する。
 - ④ 各学部においてキャリア教育やインターンシップを単位化し、一層の推進と充実を図る。
 - ⑤ 全学及び各学部において進路ガイダンス、講習会、企業訪問、企業説明会などを企画、実施する。
- ・ 学生の自主的活動の支援
 - ① 競技会・展覧会等での成績優秀者及びボランティア活動などに対する表彰制度や報奨制度を実施する。
 - ② 大学キャンパス施設整備計画の重点項目の一つとして、学生プラザや体育館など学生支援施設の整備・充実に取り組む。
- ・ 経済的支援
 - ① 学費免除制度を活用するとともに、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。
 - ② 大学院生に対しては、TA、RA（リサーチ・アシスタント）制度によるほか、内部・外部資金の弾力的活用による研究支援員等の枠を拡大する。

○社会人及び留学生等に対する配慮

- ・ 社会人に対する配慮
 - ① 教育環境に配慮した施設・設備（保育施設、夜間照明、駐車場等）を整備する。
 - ② 学生相談体制、オフィスアワー、食堂等の夜間機能を整備する。
 - ③ 利用者のニーズに対応して、附属図書館等の夜間開館時間の延長を実現する。
- ・ 留学生に対する配慮
 - ① 部局の留学生担当専門教育教員を活用するとともに、チューター制度を整備・発展させる。
 - ② 留学生交流のためのスペースを整備・充実させる。
 - ③ 国際交流会館の拡充、企業の社員寮等の借り受けなど、留学生用宿舎の確保に努める。
 - ④ 留学生のための大学独自の奨学金制度や、外部資金による奨学金制度の創設を目指す。

- ・障害者に対する配慮
- ① 施設のバリアフリー化を一層進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ・総合大学として本学が有する施設設備や研究組織、研究内容・方法の多様性を活用し、その特性を生かした学際的・総合的研究を推進する。
- ・地域が抱える諸問題を積極的に研究課題として取り上げ、それらの研究活動を通して、当該分野におけるアジアや世界での中核的研究拠点形成を目指す。
- ・重点的に育てようとする研究分野を選定し、その研究課題に対して研究費、研究スペース及び人的資源面で積極的に支援する。
- ・本学の特色となりうる基礎的研究や萌芽的研究を推進する。

○大学として重点的に取り組む領域

- ・21世紀COEプログラムとして採択された「放射線医療科学国際コンソーシアム」と「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」の推進。
- ・東南アジア・東アジアに近いという本学の地理的特性に基づく特色ある研究。
- ・東シナ海域及びその周辺域をフィールドとした海洋環境保全・修復や水産資源育成に関する研究。
- ・分子認識科学など最先端分野における国際連携研究。
- ・少子化、高齢化、地域災害、医療、福祉、健康管理など、現代の諸問題に加えて離島や山間部の多い長崎の地形的特殊性及び被爆地としての特殊性を踏まえた学際的研究。
- ・産官と連携し地域企業を活性化するための特徴ある先端的研究。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・既存の産学官交流をさらに推進するために、大学研究者が有する基礎的・応用的シーズをより積極的に公開し、それによる共同研究等を通して地域社会との連携を図る。
- ・研究活動によって得られた学術情報の有効利用のため、各種情報のデータベース化を図り、その学内支援体制を構築する。
- ・達成された研究成果については、新たな産業の創出に寄与するため、独創的かつ有用な知的財産の創出を進めるための組織（知的財産本部）・技術移転機関（TLO）の連携のもとに技術移転を行う。
- ・学内研究施設・研究室の学外開放を推進する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・本学における研究分野や研究活動の多様性に基づき、研究水準の設置対象を人文、社会、自然、生命科学系に区分し、それぞれの分野でのCOE研究水準、学内重点研究水準を検討・設定するための体制を整備する。
- ・生命科学系では、中期目標期間中にSCI及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を増加させる。
- ・人文、社会、自然、生命科学系では、中期目標期間中にレフリー付きの学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表件数、特許の出願数を中期目標期間中に増加させる。
- ・社会への説明責任を果たすために、研究内容と成果を公開することによって、社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける。
- ・各部局においても上記項目等の検討によって共通認識となされた水準に従って研究の進展状況を評価する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・多様な研究活動を柔軟に推進するための研究者及び研究支援者の配置を可能とする全学的な調整システムを構築する。
- ・国際共同研究のための海外からの専門家の招聘を推進する。
- ・重点研究プロジェクトのポストドク採用を推進するため、その財政的基盤構築を含めた全学レベルでの支援体制を整備する。

- ・研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。
- ・RAを重要な研究支援者として，さらに有効に活用できるような体制を整備する。
- ・技術職員及び教務職員の適切な配置のための見直しを行い，技術的レベルの向上と研究面における活性化を図る。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・長崎大学で育てるべき重点研究課題の選定など，研究の企画・推進を図るための研究企画推進委員会を設置し，重点的資金配分を行う体制を整備する。
- ・重点配分対象となった研究課題に関しては，一定期間毎に研究成果の報告を義務づけ，ホームページ等で公表する体制も整備する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・研究施設・設備の充実と効率的利用を図るため，研究目的に沿った研究スペース及びオープンラボの創出と研究室配置を行う。
- ・重点研究や外部資金を獲得した研究が効率的に行えるよう，オープンラボ並びに共通実験施設などの研究スペースを，公正な配分基準のもとに，適切に配分する体制を確立する。
- ・外部資金による大型研究費を活用して共同研究設備を優先的に整備する。
- ・学内共同教育研究施設等施設の整備と研究設備の充実を推進するために，施設の機能的統合を図り，施設及び設備の維持管理と全学的視点に立った計画的運営方法を策定・実施するための体制を構築する。
- ・学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図るために各研究分野内で現在所有している研究機器についての情報を全学に公開する。
- ・各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信を一元化するための情報網を整備する。
- ・電子ジャーナル・各種データベース等，電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け，計画的に整備する。

○知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

- ・積極的な産学官の連携を通して新研究領域の開拓と進出を目指し，知的財産本部を構築し機能させる。
- ・産学官連携の促進と条件整備，プロジェクトの選定と見直し，及び知的財産の保護と成果の移転，有効利用を促進する委員会を組織する。
- ・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを新設する。
- ・特許技術移転の増加を図る。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・重点研究課題
 - ①適正な評価方法を検討し，一定期間毎に，その基準に基づいた評価を実施し，その結果を公表するとともに，課題研究の見直しや支援の在り方等について検討を行う。
 - ②中期目標期間終了時までには，評価結果に基づく研究目標の見直しと，目標及び研究水準の次期中期目標期間に向けての策定を行い，公表する。
- ・その他の研究課題
 - 教員の個人評価システムの中で研究活動に関する点検・評価を実施する。

○全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- ・医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻と原爆後障害医療研究施設，及び医歯薬学総合研究科新興感染症病態制御学系専攻と熱帯医学研究所の共同研究体制（いずれも21世紀COEに採択済み）を中心として，国際共同研究及び国内共同研究体制を強化する。
- ・熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。
- ・学内研究者情報及び研究課題の公開を促進し，他機関との共同研究体制，産学官共同研究体制への発展を積極的に支援する。
- ・生命科学研究支援拠点として，先導生命科学研究支援センターの機能と学内共同研究体制の整備を推進する。
- ・海洋資源教育研究センターを中心に，東アジア地域を中心とする海洋関連の国際・国内共同研究を推進する体制を整える。
- ・学際的，国際的な研究を一層推進するために，学内共同教育研究施設等としての機能をさらに

活性化するための体制を整備する。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・既に採択されている21世紀COEプログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」及び「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」については、海外研究拠点の構築を推進する。
- ・とくに熱帯医学研究所は海外研究拠点との共同研究推進により「熱帯感染症研究教育機関として世界のトップ5」を目指す。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するための方策や、近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務などを積極的に実施する。
- ・社会人の受入れを一層推進し地域への貢献を図る。
- ・大学における知的活動を広く市民に公開するために、公開講座、サテライト教室、オープンキャンパスを実施するとともに、施設開放などを進める。
- ・小・中・高校を対象とした離島教育（遠隔授業）、大学教員の訪問授業の実施及び附属教育実践総合センターに教育相談室を開設するなど離島教育の推進を図る。
- ・小・中・高校の現職教員に対する再教育、研究会の開催、科目等履修生制度、各種研修、セミナーを積極的に推進する。
- ・教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業などを推進する。
- ・地方自治体との協力体制を強化しながら、大学の人的、知的資産を電子情報として公開する。
- ・社会の要望に応じて国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に参画する。
- ・本学の有する幕末・明治期の古写真など学術資料の一層の充実と活用を通して、特色ある地域文化の継承と振興に積極的に参画し、「長崎学」等の育成を図る。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・共用実験機器室を備えたオープンラボの整備等、共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大する。
- ・研究者情報・共同利用設備使用のための情報ネットワークの相互乗り入れ体制を構築する。
- ・地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化を図る。
- ・地域貢献分野においては、TLOの共同活用体制を構築し地域への技術移転を促進する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を積極的に公開するとともに、その推進体制（知的財産本部・TLO等）の整備を進める。
- ・産学官連携共同研究プロジェクトを立ち上げるとともに、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設立し、地元企業の活性化、企業の創生に貢献する大学発ベンチャーを立ち上げる。
- ・自治体等の各種委員会、審議会への参加協力を積極的に行う。
- ・産学官連携の研究会を支援する。
- ・共同研究等を健全かつ適正に推進するため、研究成果の帰属等に関する考え方等、大学の基本的方針を定めた知的財産ポリシーを策定し、学内浸透を図る。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・長崎大学が主催する国際学術会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学術会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定締結を進める。特に、本学の立地条件を生かし、例えば海洋・水産学研究では中国・韓国、東南アジア諸国を中心とした学術交流協定を増やす。
- ・学術交流協定をより実効性のあるものにするため、教職員や学生の海外派遣・留学を支援するための制度を確立する。
- ・教員の派遣に当たっては、共同研究や研究課題の開発に一定期間専念できる体制を整備するとともに当該部局機能に支障の出ないような制度を確立する。

- ・外国の大学等との単位互換制度を確立することによって留学生の積極的な受入れを図るとともに、奨学金に当てられる外部資金の確保、教職員の留学生後援会への加入率の向上、また健康管理上のアドバイス、悩みや不安に対する相談なども含めた受入れ体制・支援体制の整備、国際交流会館等の設備の充実を図る。
- ・外国人研究者の招聘に当たって、研究並びに生活支援体制を整備する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・WHO、JICA等へコンサルタントあるいは長期・短期専門家として参加する。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を維持するとともに、国際機関による共同研究参画の件数を増やす。
- ・開発途上国に留まらず、共通の研究課題を抱えた世界各国との協力事業に参画し推進する。
- ・被ばく者治療の先端的研究と治療を通して、放射線被ばく者への医療支援を推進する。
- ・熱帯医学や環境問題研究などを推進するために、熱帯病の流行する地域や共通の環境問題を抱える開発途上国に研究交流拠点を設置する。
- ・附属図書館所蔵「幕末・明治期古写真コレクション」の情報公開により、海外の日本研究を支援する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・患者本位の診療体制を構築するため、外来部門で既の実施している臓器別・病態別診療体制を病棟に導入する。
- ・県内全体を視野に入れた周産期医療（妊産婦及び新生児医療）体制を構築するとともに、診断・治療・臓器移植に対応できる遺伝カウンセリング部門の充実を図る。
- ・医療の質を高めるため、クリティカル・パス（診療計画工程表）を充実させる。
- ・周辺病院との連携及び機能分担を推進し、在院日数の短縮を図る。
- ・地域の医師との連携を図るため、病院にオープンシステム（開放型病床）を設置する。
- ・安全管理部の機能を強化し、関係委員会とも連携して高度な安全管理、品質管理体制を構築する。
- ・ISO（国際標準化機構）9001の基準認証を取得する。
- ・広報活動を充実させるため、診療内容、診療実績等の情報をホームページに掲載する。
- ・新しい診療体制及び最高水準の医療を実現させるため、病棟等の施設及び設備の整備充実を図る。
- ・病院長のリーダーシップを強化するため、病院長をサポートする病院長の補佐及び戦略的企画部門を設置するとともに、学外から経営の専門家を参画させる。
- ・診療部門別原価計算を実施し、経営面で寄与する診療部門に対して、予算、人員の重点配分を行う。
- ・医療材料・消耗材料の在庫量の削減を図るため、管理を外部委託化するSPD（包括的物流管理システム）方式を導入する。

○良質な医療人養成の具体的方策

- ・医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに、卒前臨床教育を推進するため、OSCE（客観的臨床技能評価法）とPBLチュートリアル（問題解決型学習）を実施する。歯学生に対しては、臨床実習コアカリキュラムを推進する。
- ・医学・歯学生共通に救命処置を含むプライマリケア（基本的診療能力）を重視した教育を充実させる。
- ・臨床教育関連病院群の強化を図るため、臨床教育研修センターを設置する。歯科については、平成18年度からの卒後臨床研修必修化に向けて準備委員会を設置し対応する。

○研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

- ・研究成果を医療へ反映させるため、各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会を設置する。
- ・学際的トランスレーショナルリサーチ（臨床応用可能な基礎医学研究）を育成するため、医歯薬学総合研究科及び他学部と連携する。
- ・治験及び市販後臨床試験の実施率を向上させるため、治験コーディネーター部門を強化し、地域ネットワーク体制を構築する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・診療体制の活性化を図るため、病院所属の教員に任期制を適用する。
- ・医療事務職員の専門職員化及びコメディカル職員の組織化（診療支援部）を図る。
- ・人事管理に客観性と透明性をもたせるため、能力・業績を中心とした人事考課を実施する。
- ・機動的な職員配置を行うため、病院長の下に一定の教員を確保するプールバンク制度を導入する。

○離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・離島医療支援の充実を図るため、卒前及び卒後教育に離島医療研修を組み込む。
- ・地域医療を充実するため、地域の病院・診療所との入退院の調整、医療福祉相談、在宅看護支援活動を実施する。
- ・予防医療の推進のため、生活習慣病予防診療部で公開講座等を含めて市民への啓発活動を行う。
- ・患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」等に参加し、啓発・指導する。
- ・離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。

○医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・国際ヒバクシャ医療センターにおいて、国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、被ばく事故の際には、緊急被ばく医療機関として参画する。
- ・国際的に感染症の診断・治療及び研究を行うために、国際感染症センターを設置する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・附属学校園協議会と教育学部とが定期的に協議の場を持つことにより、共同研究や連携・協働の機能を強化する。
- ・教育学部附属教育実践総合センターと附属学校4校園が定期的に協議し、教員養成及び教育実践に関わる共同研究の活性化を図る。
- ・教育学部教員と附属学校4校園教員との交流をさらに深め、連携機能の活性化を図る。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ・保護者や地域社会の意見や要望を生かす学校運営を行う。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・今後の入学者（入園者）選考のあり方について、附属学校4校園と教育学部で協議する。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・附属学校における研修実施協議会及び研修実施運営委員会を創設し、公立学校教員と同等の教職員研修を実施する。
- ・校内における現職教育研修を充実する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・学長を中心に役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携して、教育研究、産学官連携、地域連携、国際連携における重点的施策を明確化し、その実現のための経営戦略の立案を図る。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・学長を中心とした最終意思決定機関の役員会及び審議機関としての経営協議会と教育研究評議会の機能的・機動的な役割分担を確立し、さらに学内コンセンサスの確保のために、全学委員会の見直し、充実を図るとともに、部局間の連絡調整会議的な機能をもたせた組織の改善を図る。
- ・学長のリーダーシップ機能発揮のために、経営感覚に優れた人材の登用と財務システムの活用により経営・財政基盤を確立する。
- ・役員会を中心とした職能別の運営と学部等を中心とした教育研究分野別の運営との効果的な仕組みを確立する。

- ・機能的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会を設置する。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・副学部長の設置を含めた学部長等補佐体制の充実を図るとともに、教授会における審議事項の精選を進める。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・教員と事務職員等の役割分担を明確にする一方、教員と事務職員等が共同で大学・学部運営の企画・立案等に参画し得るようにシステム作りを進める。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・適切な教育改善と育成すべき研究を推進するために、重点的資源配分を行う全学的体制作りを進める。
- ・学長のリーダーシップの下で大学運営を機動的・戦略的に進めるために一定の教員数を学長の下に確保する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・役員会、経営協議会、監事に起用する学外者については、産業界、行政、学界、地域社会などから幅広く有識者や専門家を登用する。
- ・大学全体や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みを検討する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・内部監査機能の充実を図るために、監査部門を設置して定期的に業務監査等を実施する。

○国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・大学運営の効率化を図るため、国立大学法人間の全国組織及び地域ブロックでの活動を通じて、自主的な連携・協力体制を整備充実する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・教育研究組織の見直しについては、教育研究評議会・経営協議会等で検討し、役員会の議を経る。

○教育研究組織の見直しの方向性

- ・医歯薬学総合研究科、生産科学研究科、経済学研究科への再編に伴い、研究科の基礎となる学部の再編、統合について検討する。また、教育学部は、教員養成学部として特化する。
- ・学内共同教育研究施設等は、組織の見直しを進めるとともに、その役割を見据え再編・統合を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員、事務系職員の個人評価を確実に実行する。特に教員については、平成9-18年の個人評価結果を踏まえて、平成20年を目途に、評価法を改定し、評価システムを充実させる。
- ・大学への貢献に応じたインセンティブの内容を検討するとともに、優れた業績をインセンティブに反映させるシステムを整備・充実させる。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・柔軟な人事制度を検討する組織を整備する。
- ・外部資金等を活用した教職員の採用も含めて多様な採用形態について検討するとともに、社会貢献活動を容易にするために人事制度、変形労働時間制等を検討し、柔軟な人事制度を構築する。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・任期制をとる組織では、再任の条件・期間について引き続き検討する。他の組織においては任

期付き教員の採用・任期制の導入の必要性とそのための条件の検討を行い、可能な組織等から導入する。

- ・民間、公私立大学、他の国立大学法人等からの多様な人材を採用するために公募制による教員選考を積極的に推進するとともに、人事交流を容易にする人事制度を整備する。

○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・職種に応じて広く世界から優れた人材の採用を容易にする環境を整えるとともに、プロジェクト型職員採用の柔軟化を進める。
- ・就業規則等の整備を通じて、女性の働きやすい環境を整備する。
- ・障害者の採用に努めるとともに、バリアフリー等の働きやすい環境を整備する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・事務職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。
- ・事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度の充実を図る。
- ・人事交流については、職員の資質向上を図るため、国立大学法人等と連携して計画的な人事交流制度を構築する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・教育研究の専門性や社会のニーズに対応して、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みを構築するとともに、適正な事務組織の再編を行い、全体的な人件費を適切に管理する。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・事務の効率化や新たなニーズに適切に対応できるような、また、大学運営の企画立案等に参画できるような事務組織の構築を図る視点から、必要に応じ見直しを行う。
- ・学生の支援に関する事務について、組織の改善・充実を図る。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業を検討し、当該業務処理の協力体制を構築する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・必要な業務を精選するとともにアウトソーシング可能な業務については、民間委託を進め、業務の効率的な運用を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・企業情報の収集に努めるとともに研究情報及び成果を公開すること等により、産学官の連携を推進させ、受託研究と奨学寄附金等の増加に努める。
- ・科学研究費補助金への全教員の応募と採択件数・交付金額の増加を目指す。
- ・卒業生、研究生、産学官連携のパートナー、地域の個人・企業など、広い意味で長崎大学に関係ある個人・機関との連携を維持・発展させる活動を強化し、長崎大学を支援する組織の構築を図る。
- ・科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを中期目標期間中に10%以上増加させる。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・施設の効果的な運用を図り、外部への積極的な貸し出しを行う。
- ・知的財産本部などの技術管理部門を中心に特許料等の収入増を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・柔軟な人員配置を行うなどして、人件費の更なる適正化を図る。
- ・情報のデータベース化と既存書類の電子化を行い、ペーパーレス化を推進する。
- ・業務の見直し及び効率化により、光熱水料等管理費の低減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・全学的な視点に立って、施設の管理・利用状況を定期的に点検し、オープンラボ等共用スペースとして20%を確保するなどその有効利用に努める。
- ・施設の資産については良好な状態で長期使用を可能とするため、計画的な維持保全に努める。
- ・知的財産の社会での活用を促進するために、それらに関するデータ収集方法や公開方法を再構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・全学的評価委員会である長崎大学大学評価委員会の在り方を見直すとともに必要に応じ評価項目の見直しを行う。
- ・各部局においては全学的評価委員会との緊密な連携の下に適切な評価が実施できる体制の整備・充実を図る。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・組織等評価の結果を適切な方法で公表する。また改善項目及び改善方策について、一定の期間を設け、その達成状況を確認し、その結果を更に公表する等して実効性を担保する。
- ・教員の個人評価については、全学的見地から総合的に分析し、その分析結果を公表する。また、評価結果に基づいて学部等は適切な措置・指導助言を行う。

○外部評価等

- ・自己点検・評価に当たっては、国立大学法人評価委員会による評価のほか、J A B E E評価等、外部の機関、有識者による評価を必要に応じて実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・大学の有する情報を広報誌等紙媒体の他、速報性をもって積極的に社会に公開するための電子情報化を図る。その際英語版の充実や中国語版、韓国語版等を開設する。
- ・情報公開に当たっては、個人情報等の適正管理を図りつつ、社会の求めに応じて適切に提供する。

○学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備

- ・国内外に学術情報を発信するため、各分野にわたる既存の学術情報を整理するとともに、国際共同研究を推進していく過程等で得られた学術情報を国際的に活用できるよう附属図書館を中心に学内組織を整備し、データベースを構築する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・施設の老朽化・狭隘化を解消し、教育研究の活性化を図るため、施設整備計画を策定し、既存施設の有効利用を図りつつ、施設の新増築や大規模改修を計画的に実施するとともに、再配置についても検討する。
- ・施設等の整備に当たっては、一層のバリアフリー化を進める。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・施設データベースを活用して既存施設の利用状況等を把握し、大学全体の視点に立った有効活

用を促進する。

- ・長期にわたり施設の安全性・信頼性を確保し、活用するため、年1回、定期的な施設の巡回点検を実施し、適切な維持管理と予防的保全等を行う。
- ・教職員・学生の構内環境美化に対する意識の向上を図るため、緑化保全等、美しいキャンパスづくりを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・労働安全衛生体制を整備するとともに、教職員に対する安全教育を毎年行う。
- ・産業保健スタッフを配置し、教職員の健康管理と健康増進に努める。
- ・地域社会と一体化した大学となるために、ISO14001の取得等環境マネジメントシステムを構築する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・災害発生時の対応を含めた安全の手引きを作成し、オリエンテーション等において安全・衛生管理を徹底する。
- ・附属学校園の幼児、児童、生徒の安全を確保するため、災害発生時、不審者侵入時等に対応した体制を整備する。

○核燃料物質、RI及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質、RI、毒劇物及び病原体等の管理体制を確立し、使用状況等を毎年検証するとともに、化学物質の移動・登録に関する「PRTTR法」への対応を行う。
- ・全学の放射線施設の放射線取扱主任者によって構成する協議会を作り、全学の放射線施設の放射線安全管理の調査及び改善・充実を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

44億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- ・練習船鶴洋丸及び実習船鶴水は、新規実習船建造に伴い譲渡する。
- ・附属病院の土地の一部（長崎県長崎市坂本1丁目 86.73㎡）を譲渡する。
- ・経済学部の土地の一部（長崎県長崎市片淵4丁目 2,455.75㎡）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の病棟・診療棟等の整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
附属病院病棟・診療棟	総額 19,455	施設整備費補助金 (2,419)
附属病院基幹・環境整備		船舶建造費補助金 (668)
小規模改修		長期借入金 (16,368)
附属実習船鶴洋丸建造		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (0)
災害復旧工事		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

*採用方針

教員選考に当たっては、民間・公私立大学・他国立大学法人等からの公募等による人材登用、外部資金を活用した採用等を推進し、国内外から広く優秀な人材を採用する。事務系職員等の採用に当たっては、地区単位の統一試験の利用を原則としつつ、専門的知識を必要とする職種については、大学独自の選考基準で採用する制度を検討する。女性、外国人、障害者に対しては、働きやすい環境・制度の整備を進める。

*雇用方針

社会貢献活動を容易にする制度や変形労働時間制等の柔軟な人事制度の構築、中長期的な視野に立った適切な教職員の配置を進めるための仕組みの構築、適正な事務組織の再編等を通じて学内の人的資源を有効に活用するとともに、全体的な人件費を適切に管理する。すでに任期制を実施している組織に加えて、他の組織においてもこの制度採用の可否を検討し、実施可能な組織については、新たに任期制を導入する。また、大学への貢献度に応じたインセンティブを与えるシステムを充実させて組織を活性化させる。

*人材育成方針

教員に対する現行の研修制度を維持するとともに、ファカルティ・ディベロップメントを充実して教育能力の向上を図る。事務系職員についても、職務に応じて法人内、九州地区及び全国的規模の研修を受けられる制度を充実させる。

*人事交流

事務職員については、他の国立大学法人等と連携して計画的な人事交流が行える制度を構築し、多様な人材の確保と組織の活性化を図る。

また、教員については、人事交流を容易にする人事制度を整備する。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み 126,547 百万円 (退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)
該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	679	679	679	679	679	708	4,103	6,304	10,407

(リース資産)
該当なし

4 災害復旧に関する計画

平成18年9月に発生した台風13号等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

別表 (収容定員)

平成 16 年度	教育学部	960 人 (うち教員養成に係る分野 720 人)
	経済学部	1,690 人
	医学部	922 人 (うち医師養成に係る分野 590 人)
	歯学部	335 人 (うち歯科医師養成に係る分野 335 人)
	薬学部	320 人
	工学部	1,640 人
	環境科学部	580 人
	水産学部	440 人
	教育学研究科	76 人 (うち修士課程 76 人)
	経済学研究科	33 人 〔うち博士前期課程 30 人〕 〔博士後期課程 3 人〕
平成 17 年度	生産科学研究科	546 人 〔うち博士前期課程 410 人〕 〔博士後期課程 136 人〕
	医歯薬学総合研究科	591 人 〔うち博士課程 416 人〕 〔博士前期課程 106 人〕 〔博士後期課程 69 人〕
	医療技術短期大学部専攻科助産学特別専攻	20 人
平成 17 年度	教育学部	960 人 (うち教員養成に係る分野 720 人)
	経済学部	1,690 人
	医学部	1,042 人 (うち医師養成に係る分野 590 人)
	歯学部	330 人 (うち歯科医師養成に係る分野 330 人)
	薬学部	320 人
	工学部	1,640 人
	環境科学部	580 人
	水産学部	440 人
	教育学研究科	76 人 (うち修士課程 76 人)
	経済学研究科	36 人 〔うち博士前期課程 30 人〕 〔博士後期課程 6 人〕
平成 17 年度	生産科学研究科	550 人 〔うち博士前期課程 410 人〕 〔博士後期課程 140 人〕
	医歯薬学総合研究科	615 人 〔うち博士課程 440 人〕 〔博士前期課程 106 人〕 〔博士後期課程 69 人〕

平成 18 年度	教育学部	960 人 (うち教員養成に係る分野 720 人)	
	経済学部	1,690 人	
	医学部	1,047 人 (うち医師養成に係る分野 595 人)	
	歯学部	325 人 (うち歯科医師養成に係る分野 325 人)	
	薬学部	320 人	
	工学部	1,630 人	
	環境科学部	580 人	
	水産学部	440 人	
	教育学研究科	76 人 (うち修士課程 76 人)	
	経済学研究科	39 人 〔うち博士前期課程 30 人〕 博士後期課程 9 人〕	
	生産科学研究科	567 人 〔うち博士前期課程 423 人〕 博士後期課程 144 人〕	
	医歯薬学総合研究科	643 人 〔うち修士課程 24 人〕 博士課程 444 人 博士前期課程 106 人 博士後期課程 69 人〕	
	平成 19 年度	教育学部	960 人 (うち教員養成に係る分野 720 人)
		経済学部	1,690 人
医学部		1,047 人 (うち医師養成に係る分野 595 人)	
歯学部		320 人 (うち歯科医師養成に係る分野 320 人)	
薬学部		320 人	
工学部		1,620 人	
環境科学部		580 人	
水産学部		440 人	
教育学研究科		76 人 (うち修士課程 76 人)	
経済学研究科		39 人 〔うち博士前期課程 30 人〕 博士後期課程 9 人〕	
生産科学研究科		580 人 〔うち博士前期課程 436 人〕 博士後期課程 144 人〕	
医歯薬学総合研究科		659 人 〔うち修士課程 36 人〕 博士課程 448 人 博士前期課程 106 人 博士後期課程 69 人〕	

平成 20 年度	教育学部	960 人 (うち教員養成に係る分野 780 人)
	経済学部	1,690 人
	医学部	1,047 人 (うち医師養成に係る分野 595 人)
	歯学部	320 人 (うち歯科医師養成に係る分野 320 人)
	薬学部	320 人
	工学部	1,620 人
	環境科学部	580 人
	水産学部	440 人
	教育学研究科	76 人 〔うち修士課程 56 人〕 〔 専門職学位課程 20 人〕
	経済学研究科	39 人 〔うち博士前期課程 30 人〕 〔 博士後期課程 9 人〕
	生産科学研究科	580 人 〔うち博士前期課程 436 人〕 〔 博士後期課程 144 人〕
	医歯薬学総合研究科	654 人 〔うち修士課程 36 人〕 〔 博士課程 448 人〕 〔 博士前期課程 106 人〕 〔 博士後期課程 64 人〕
	国際健康開発研究科	10 人 (うち修士課程 10 人)
平成 21 年度	教育学部	960 人 (うち教員養成に係る分野 840 人)
	経済学部	1,690 人
	医学部	1,052 人 (うち医師養成に係る分野 600 人)
	歯学部	320 人 (うち歯科医師養成に係る分野 320 人)
	薬学部	320 人
	工学部	1,620 人
	環境科学部	580 人
	水産学部	440 人
	教育学研究科	76 人 〔うち修士課程 36 人〕 〔 専門職学位課程 40 人〕
	経済学研究科	39 人 〔うち博士前期課程 30 人〕 〔 博士後期課程 9 人〕
	生産科学研究科	580 人 〔うち博士前期課程 436 人〕 〔 博士後期課程 144 人〕
	医歯薬学総合研究科	627 人 〔うち修士課程 36 人〕 〔 博士課程 426 人〕 〔 博士前期課程 106 人〕 〔 博士後期課程 59 人〕
	国際健康開発研究科	20 人 (うち修士課程 20 人)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	97,993
施設整備費補助金	2,419
船舶建造費補助金	668
施設整備資金貸付金償還時補助金	3,500
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	119,184
授業料及入学金検定料収入	30,557
附属病院収入	87,949
財産処分収入	0
雑収入	678
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	10,414
長期借入金収入	16,368
計	250,546
支出	
業務費	207,934
教育研究経費	114,236
診療経費	80,325
一般管理費	13,373
施設整備費	18,787
船舶建造費	668
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	10,414
長期借入金償還金	12,743
計	250,546

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 126,547 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人長崎大学退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算されているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入については、平成16年度に比し中期目標終了時点で10%増を見込んで試算している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	223,400
経常費用	223,400
業務費	206,924
教育研究経費	21,626
診療経費	44,137
受託研究費等	5,064
役員人件費	862
教員人件費	79,359
職員人件費	55,876
一般管理費	5,608
財務費用	3,003
雑損	0
減価償却費	7,865
臨時損失	0
収入の部	227,562
経常収益	227,562
運営費交付金	92,274
授業料収益	25,791
入学金収益	3,826
検定料収益	940
附属病院収益	87,949
受託研究等収益	5,064
寄付金収益	5,191
財務収益	0
雑益	740
資産見返運営費交付金等戻入	3,746
資産見返寄付金戻入	96
資産見返物品受贈額戻入	1,945
臨時利益	0
純利益	4,162
総利益	4,162

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	252,215
業務活動による支出	212,176
投資活動による支出	25,627
財務活動による支出	12,743
次期中期目標期間への繰越金	1,669
資金収入	252,215
業務活動による収入	227,591
運営費交付金による収入	97,993
授業料及入学金検定料による収入	30,557
附属病院収入	87,949
受託研究等収入	5,064
寄付金収入	5,350
その他の収入	678
投資活動による収入	6,587
施設費による収入	6,587
その他の収入	0
財務活動による収入	16,368
前期中期目標期間よりの繰越金	1,669

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額を含む。

承継見込額 1,669 百万円

国立大学法人の運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。(D (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

運営費交付金 = A (y) + B (y) + C (y)

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A (y) = D (y) + E (y) + F (y) + G (y) - H (y)$$

$$(1) D (y) = \{D (y - 1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D (x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D (x)$$

$$(2) E (y) = E (y - 1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F (y) = F (y - 1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G (y) = G (y)$$

$$(5) H (y) = H (y)$$

D (y)：学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③、⑧) を対象。

E (y)：教育研究診療経費 (⑨)、附置研究所経費 (⑩)、附属施設等経費 (⑪) を対象。

F (y)：教育等施設基盤経費 (④) を対象。

G (y)：特別教育研究経費 (⑫) を対象。

H (y)：入学料収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = I (y) - J (y)$$

$$(1) I (y) = I (y)$$

$$(2) J (y) = J (y - 1) + K (y)$$

$$[K (y) = J' (y) \times \lambda (\text{係数}) - J' (y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y)：一般診療経費 (⑮)、債務償還経費 (⑯)、附属病院特殊要因経費 (⑰) を対象。

J (y) : 附属病院収入 (⑱) を対象。(J' (y) は、平成16年度附属病院収入予算額。K (y) は、「経営改善額。」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C (y) = L (y) + M (y)$$

$$(1) L (y) = L (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M (y) = M (y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象。

M (y) : 特殊要因経費 (⑬) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。